

射水市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

本要領は、労働等により昼間に保護者等が不在となる家庭の小学生に対し、放課後及び長期休業日等に預かり、児童の健全な育成を図る事業を行う、射水市放課後児童健全育成事業を実施するにあたり、射水市における放課後児童クラブの運営業務実施事業者について、公募型プロポーザル方式により最も適した提案を行ったものを選定するため、必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 業務名 射水市放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務内容 別紙「射水市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする。(以降更新あり)
- (4) 実施場所 射水市立小杉小学校放課後児童クラブ
(住所：射水市戸破4100番地)
- (5) 見積限度額 14,200,000円以内とする。
(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。
※上限額を超えた者は、失格とする。

2 参加資格

プロポーザルへの参加者は、参加申込書の提出日において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 射水市入札参加資格停止要領(平成18年告示第174号)に規定する入札参加資格制限期間中の者でないこと。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、射水市からの受注業務に関し、指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続がなされていないこと。
- (5) 応募資格の確認基準日から過去2年間に於いて、国税、地方税の滞納がないこと。
- (6) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (7) 法人、法人の代表権を有する者又は法人の被用者等が暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- (8) 富山県内に本店、支店または営業所があること。
- (9) 富山県内で、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施又は事業運営を受託した実績があること。

3 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年10月17日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 質問書（様式第1号）により電子メールで提出すること。
提出先電子メールアドレス：shougaku@city.imizu.lg.jp
※必ずメールの着信を電話にて確認すること
- (3) 質問に対する回答 令和7年10月24日（金）午後5時までに、市ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本要領等の追加又は修正とみなす。

4 企画提案書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する事業者（以下「企画提案者」という。）は、次の(1)①～⑩に掲げる書類を作成し、期日までに指定の場所に提出するものとする。
なお、1者1提案とする。

(1) 提出書類等

- ① 参加申込書（様式第2号）
- ② 企画提案書等送付書（様式第3号）
- ③ 参加資格誓約書（様式第4号）
- ④ 企画提案書（任意様式）
 - ・企画提案書は、次の(2)に基づいて作成すること。
 - ・様式は任意とするが、日本工業規格A4判を基本とすること。
 - ・表紙には「射水市放課後児童クラブ運営業務委託企画提案書」及び企画提案者の名称を表示し、各ページに番号を付すこと。
 - ・企画提案書は、プレゼンテーション審査時の資料として利用する。
- ⑤ 事業者概要書（様式第5号）
- ⑥ 業務実績書（様式第6号）
- ⑦ 業務見積書（任意様式）
- ⑧ 納税証明書（全税目に未納がないことの証明書）
- ⑨ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
- ⑩ 履歴事項全部証明書（写しでも可）

(2) 企画提案書に記載する事項

別紙「射水市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」に掲げる業務を自ら遂行するための具体的な手法を次の項目ごとに記載すること。

- ① 放課後児童クラブのサービスの提供に関すること。
- ② 支援員の配置・雇用に関すること。
- ③ 安全対策・衛生管理体制に関すること。
- ④ 運営実績・経営母体の財務状況に関すること。
- ⑤ 自由提案

(3) 参加申込書及び企画提案書等の提出期限

- ① 提出期限：令和7年10月31日（金）午後5時まで（必着）
- ② 提出場所：射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課
所在地：〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1
電話：0766-51-6637（直通）
メール：shougaku@city.imizu.lg.jp
- ③ 提出部数：10部（正本1部、副本9部）
- ④ 提出方法：持参又は郵送による提出
※持参による場合は、土、日、祝日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
※郵送の場合は、記録が残る簡易書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。（郵送の場合は必ずその旨を提出場所まで連絡すること。）
※企画提案書提出の翌営業日までに企画提案書のデータを電子メールにて提出するとともに、電子メールの送信後、提出場所に電話で連絡すること。

(4) 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は提出された企画提案書等を無効とし、当該業者を失格とする。なお、優先交渉権者に選定された者の企画提案書等が無効となった場合は、評価により順位付けられた企画提案者の順位を繰り上げる。

- ① 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ④ 審査結果が確定するまでの間に選定委員又は担当課等関係者に本企画に対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- ⑤ 上記1（5）に定める見積限度額を超えた場合

5 企画提案の審査

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査による評価を行う。

(2) 審査（プレゼンテーションの実施）

- ① 実施時期 令和7年11月10日（月）を予定
※詳細な日時については、企画提案者に別途お知らせする。
※審査過程は非公開とする。
- ② 実施方法
本市が設置する「射水市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザル方

式業者選定に係る選定委員会」(以下「委員会」という。)が、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別に定める「射水市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準」に基づいて審査を行う。

- ・プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。
- ・説明は、1事業者20分以内、質疑は10分程度を予定している。詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
- ・プレゼンテーションは、非公開とする。

③ 審査基準

企画提案の評価基準の配点は、下表に示すとおりとする。

審査項目	評価内容	配点
経営理念	・児童福祉や教育に関する基本的な考え方は適切か。 ・具体的かつ実現可能な運営方針か。	5点
経営状況 業務実績	・経営母体の財務状況は健全か(3年間継続した請負の可能性)。 ・過去の運営実績(規模や経験年数)から、経験豊富な事業所であると判断できるか。	15点
業務内容	・児童の発達段階に応じた育成支援(日常活動、遊び、行事等)の考え方及び実施方法が具体的に示されているか。 ・児童が楽しめる様々なプログラムの提供が期待できるか。 ・児童の権利を尊重するための具体的な取組が示されているか。	20点
	・特別な支援が必要な児童への育成支援の考え方及び実施方法が示されているか。	
	・保護者及び児童等からの意見、要望、相談、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応するための体制や具体的な取組が示されているか。	
	・学校との連携・協力の必要性について十分認識し、良好な関係を築いて運営していく姿勢が見受けられるか。	
業務体制	・責任者及び支援員等、必要な人員が適正に配置され、指揮命令系統が確立されているか。 ・責任者不在時の連絡体制(平日、休日、時間外等)が具体的に示されているか。 ・支援員等に急な欠員が生じた場合に、交代要員やバックアップ体制など柔軟かつ具体的な対策が講じられているか。	30点
	・安定的に支援員等を確保するための具体的な方策(採用方法等)を有しているか。	
	・支援員等の継続雇用や処遇改善について具体的な取組が行わ	

	れているか。 ・教育、研修により支援員等の資質を向上する体制をとっているか。	
危機管理体制	・緊急時（災害、事故、感染症の発生、不審者侵入等）の連絡体制、各種マニュアルの整備など、緊急時に適切に対応できる体制や対策が整っているか。 ・個人情報保護及び秘密の漏洩防止に向けて、支援等への意識啓発の取組は示されているか。	15点
自由提案	・上記に限らない手法で、サービス向上、事務効率化等、本業務に有効と思われる提案が示されているか。	10点
価格点	・見積金額の項目が適当であり、かつ妥当な金額であるか。 ※評価の算出額は次の通りとする。 最低見積額 ÷ 提案者の提示額 × 5点 ※端数が出た場合は切捨てとする。 ※上限は5点とする。	5点
合計		100点

6 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

選定委員が「射水市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準」に基づき、企画提案書等を評価、採点し、点数が最も高い者から順に1位とし、以下、順位をつける。1位の者を優先交渉権者、2位の者を次点交渉者とする。

(2) 企画提案者が1者の場合の取扱い

最低基準点数（総合評価点の6割以上）を満たす場合は、当該提案者を優先交渉権者とする。

(3) 優先交渉権者の選定及び結果の通知及び公表

- ① 審査結果は、各企画提案者に電子メール等により通知する。
- ② 優先交渉権者の審査結果を射水市のホームページで公表する。
- ③ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

7 契約の締結

優先交渉権者として選定された者と射水市が協議し、契約案件に係る仕様を確定した上で見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点交渉権者に契約の交渉を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査及び説明のため、その写しを作成し使用することがある。
- (5) 提出期限後に、内容の変更や追加、再提出等は認めない。
- (6) 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものととする。

9 スケジュール

内容	期日等
公募開始（実施要領等の公開）	令和7年10月10日（金）
質問書の提出期限	令和7年10月17日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	令和7年10月24日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出期限	令和7年10月31日（金）午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和7年11月10日（月） ※詳細については、企画提案者に別途お知らせする。
審査結果の通知	令和7年11月中旬
契約締結	令和7年11月下旬頃を予定

10 問い合わせ先

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課

所在地：〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

電話：0766-51-6637（直通）

メール：shougaku@city.imizu.lg.jp